

**極 秘**

無償供与額の減額分を経済協力から繰上  
供与する場合の財政（一般会計）負担

（38725理、外）

(1) <sup>0/A</sup> 債権を大平書簡の建前通り実際に支払わせた場合

無償供与額（毎年） 30 百万ドル（計） 300 百万ドル  
 有償供与額（毎年） 20 (●) 200  
 (毎年分計) 50 (●) (合計) 500

726 次官  
(3) 七やまの得た。

(2) 大平書簡（有償供与から繰上供与する場合）

（百万ドル）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(計)
無償供与額	15	15	15	30	30	30	30	30	30	30	255
有償供与額(繰上分を 含む)	30	30	30	16	16	16	16	16	16	14	200
<sup>0/A</sup> 減額分(外為繰入)	15	15	15								45
(計)	60	60	60	46	46	46	46	46	46	44	500

26

(3) 外務省修正提議（第2次）（無償供与か有償供与のいずれかより繰上供与）

（百万ドル）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(計)
無償供与額(繰入分を 含む)	25	25	25	26	26	26	26	26	26	24	255
有償供与額	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
<sup>0/A</sup> 減額分(外為繰入)	15	15	15								45
(計)	60	60	60	46	46	46	46	46	46	44	500

(4) 金書簡による場合（<sup>0/A</sup> 債権を10年間均等額で減額した場合）

無償供与額（毎年）255 百万ドル（計）255 百万ドル  
 有償供与額 (●) 200 (●) 200  
<sup>0/A</sup> 減額分(繰上分)(●) 45 (●) 45  
 (毎年分計) 50 (合計) 500

大平書翰、金書翰等の比較

大平書翰(日本側最終提案)

金書翰

外務省修正提案(第2次)

大蔵省修正案(第1案)

大蔵省修正案(第2案)

- 金額 ○3億ドル
- 供与期間及び年供与額 ○10年間、年3千万ドル
- 供与内容 ○生産物及び役務
- 繰上供与 ○財政事情によつては、双方合意の上繰上げ実施をすることができる。

- 金額 ○2億ドル
- 供与期間 ○10年間
- 供与内容 ○生産物及び役務
- 償還条件 ○年利率5.5%  
○7年据置后13年(計20年)
- 繰上供与 ○ $\frac{0}{A}$ 債権支払分減額の結果、韓国側の5ヶ年計画に支障を来たす場合は、繰上げ実施を考慮する。

- $\frac{0}{A}$ 債権 ○支払方法 ○無償経済協力から減額
- 支払期間 ○3年間

○コマニシャル・ベークスの通常の借款 韓国側が国内対策上必要で最も有利な条件で1億ドルあれば、1億ドル以上という表現を用いても差支えない。

○7年据置后20年(計27年) 無償経済協力の毎年供与額から10年間で均等に差し引く。

- $\frac{0}{A}$ 債権支払分減額の結果韓国側の5ヶ年計画遂行に支障を来たす場合は、毎年(3年間)繰上分を含め25百万ドルを限度として繰上げ供与を実施することができる。
- $\frac{0}{A}$ 債権支払分減額の結果韓国側の5ヶ年計画遂行に支障を来たす場合は、毎年(3年間)繰上分を含め25百万ドルを限度として繰上げ供与を実施することができる。

- 2千万ドル
- 生産物及び役務
- 7年据置后13年(計20年)
- 無償経済協力の繰上げ供与を実施する場合は、有償の繰上げを実施しない。

- 3年間

外務省修正提案(第2次)に同じ。

大平書翰に同じ。

大平書翰に同じ。  
ただし、  
①繰上供与は、これを行わないこととし、  
②年供与額及び供与内容は、外務省修正提案の通り、大平書翰の修正を行なうこととする。

金書翰に同じ。